

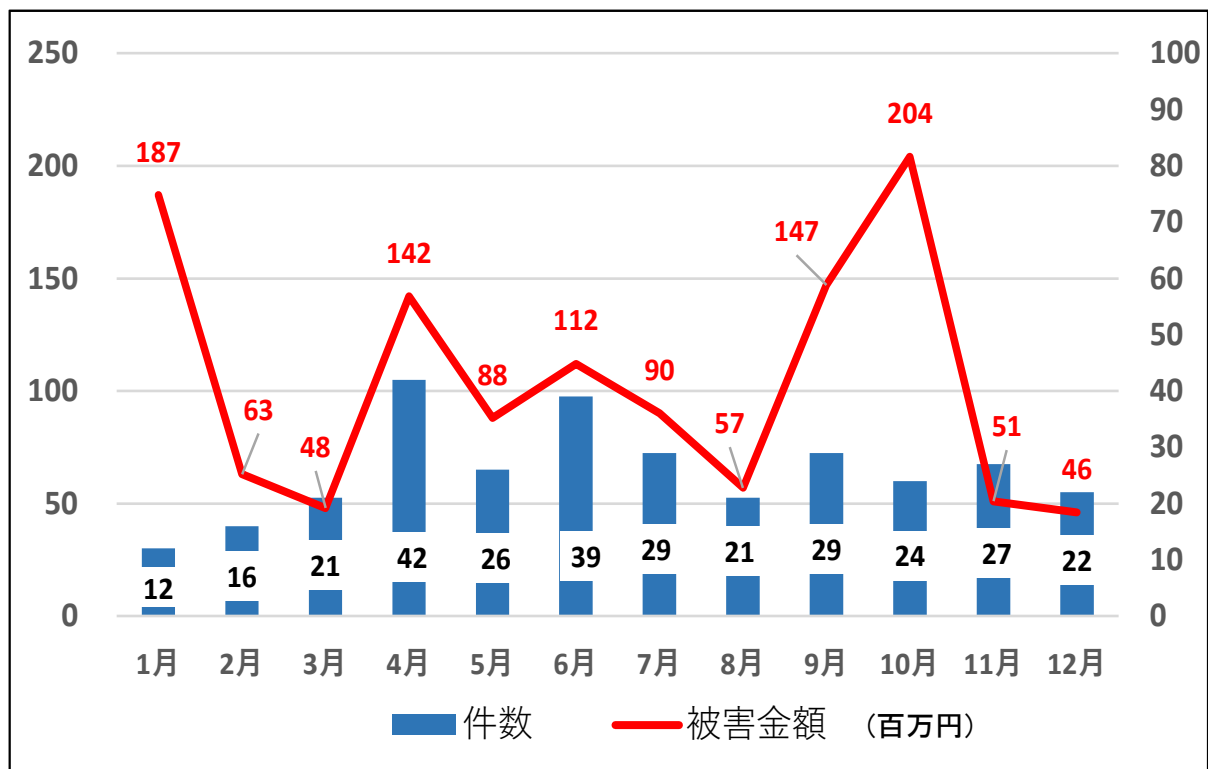
北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.113

【事務局】北海道立消費生活センター <https://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

令和4年北海道内の特殊詐欺被害状況について

北海道警察本部生活安全企画課より、1月24日付で配信された「特殊詐欺対策ニュース」によると、令和4年における特殊詐欺の被害状況は、前年度に比べ認知件数が308件で168件増加し、被害額が約12億4,000万円と約6億4,400万円増加しています。さらに、被害者の83.4%が65歳以上の高齢者です。

令和4年1月～令和4年12月



※北海道警察本部生活安全企画課特殊詐欺抑止対策係が令和5年1月に発行した『特殊詐欺対策ニュース』からの数値を基に北海道立消費生活センターが作成しました。

北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999
警察相談専用電話 #9110



『消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律』が制定されました

令和4年12月16日に公布、一部の規定を除き令和5年1月5日に施行されました。施行された内容については消費者庁ホームページを御覧ください。

消費者庁ホーム → 政策 → 政策一覧(消費者庁のしごと) → 消費者制度 → 消費者契約法
→ 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律(令和4年法律第99号)等について → ・改正法・新法のチラシ(令和5年1月)

靈感商法等による消費者被害の救済の実効化のための消費者契約法等改正について

令和4年12月10日成立、令和5年1月5日施行

靈感等による知見を用いた勧誘による消費者被害の深刻化に対応するため、「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」が成立しました。

※太い赤字が改正部分

消費者契約法の改正

- ①消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、靈感等の特別な能力により、消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは**現在生じ**、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安を[抱いていること](#)に**乗じて**、契約を締結することが必要不可欠と告げるにより、困惑し、契約をした場合には、これを取り消すことができます。

- ②靈感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権を、追認することができる時から**3年**(改正前1年)契約締結時から**10年**(改正前5年)の間、行使することが可能です。

※改正前の靈感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権についても、時効が完成していないものについては、改正後の取消権の行使期間が適用されます。



特別相談「消費者トラブル 110番」開催のご案内

北海道立消費生活センターでは、札幌弁護士会と共同で毎年2回、道民を対象とした特別相談を実施しています。相談は無料です。(通話料のみご負担下さい) この機会にお気軽にご相談下さい。

- ・開催日時 2023年3月4日(土) 午前10時から午後3時まで
- ・場所 北海道立消費生活センター
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2F
- ・電話番号 011-221-3707 (当日のみ特設電話)
- ・来所 面談相談は予約が必要です (予約電話 011-221-0110)

※ 新型コロナウイルス感染症拡大等により、電話相談のみとなる場合があります。

その通販サイト本物ですか!? 偽サイトに警戒を!!

独立行政法人国民生活センター 発表情報 令和5年1月30日公表(一部抜粋)

インターネット通販で「注文した商品が届かない」「商品は届いたが偽物だった」「販売業者に連絡したいが連絡先がわからない」「通販サイトに注文後、偽サイトだったことに気が付いた」などの“偽サイト（実在の企業のサイトと誤解させるように作成された偽物のサイトなど）”に関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

偽サイトの手口では、大幅な値引きをうたう SNS やインターネット上の広告などから偽サイトに誘導されクレジットカード情報を詐取されたり、銀行等への前払いや代金引換サービスなどで金銭を詐取されたりします。販売価格だけに目を奪われず、偽サイトの特徴を知って、“少しでも怪しいと感じたら注文しない”など、冷静に対応することが必要です。また、偽サイトのトラブルに遭ったと気が付いたら素早い対処が重要です。

「偽サイト」かどうかのチェックポイント

- ・ サイトの URL の表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる。
- ・ 日本語の字体、文章表現がおかしい。
- ・ 販売価格が大幅に割引されている。
- ・ 事業者の住所の記載がない。住所が記載されていても、調べてみると虚偽だったり、無関係の住所である。
- ・ 事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけである。
- ・ 支払い方法が、クレジットカード決済のみ、銀行口座等への前払いのみ、代金引換サービスのみなど、支払い方法が限定されている。
- ・ 通販サイト内のリンクが適切に機能しない。

国民生活センター トップページ → 注目情報 → 発表情報

URL https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230130_1.html

百貨店をかたる 偽通販サイトに だまされないで



©Kurosaki Gen

ネットで「免税店の閉店にあたり、高級腕時計が在庫処分として**格安**で売り出される」という広告を見つけ、**通販サイト**にアクセスした。100万円以上もする腕時計が約3万円になっており、大手**百貨店**なので**信用**して注文した。その後、商品は**代金引換**で届き、宅配業者に代金を支払い受け取った。しかし、腕時計は動かず**偽物**だと分かった。
(80歳代 男性)

ひとこと助言

偽サイトに注意!



見守るくん

- 百貨店が、高級ブランド品を80~90%オフなどの大幅な割引価格で販売することは通常なく、偽通販サイトの可能性があります。価格に惑わされず、怪しい通販サイトにはアクセスしないことが大切です。
- 百貨店のロゴマークや名称が表示されているからといって、本物だとは思わず、サイト内にある販売業者の名称、住所、電話番号などをよく確認しましょう。百貨店が注意喚起している場合もあります。
- 代金引換で支払って商品を受け取ると、後で偽物だと分かっていても返金は困難です。支払い方法が代金引換のみの通販サイトには注意が必要です。注文後に偽通販サイトだと気付いたら、代金を支払う前に、キャンセルの連絡や受け取り拒否等しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。